

令和8年度鳥取県会計年度任用職員（人権相談員）採用試験募集案内

◆鳥取県地域社会振興部 人権尊重社会推進局人権・同和対策課人権相談担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎5階）
電話(0857)26-7583 <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月13日（金） ◎持参、郵送どちらでも申込みできます。 ◎郵送の場合は2月13日（金）必着 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和8年2月20日（金） ◎開場時刻 午後1時 ◎試験開始時刻 午後1時30分
試験会場	県庁 第13会議室（鳥取市東町一丁目220番地 議会棟3階）
試験結果 発表日	令和8年2月24日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
会計年度任用職員 (人権相談員)	1名	県民からの人権問題に関する相談を受け、傾聴、 共感、助言、専門機関の紹介等（各種人権相談機 関との連携、いじめ問題の検証に係る事務補助を 含む。）を行う。	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 人権・同和対策課

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
次のいずれかに該当する者
 - ・事業所や公的機関等で人権擁護に関わる指導又は相談活動の業務に従事した経験がある者
 - ・社会福祉士、保健師又は教員の資格を有し、社会福祉施設等で実務経験を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成
し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は
採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない
人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 求める人材

- 人権尊重の視点から、県民からの相談に豊かな人権感覚と人権問題に関する幅広い知見に基づき、
熱意を持って当たることができる人

5 試験内容

試験種目	配点	内容
作文試験	25点	相談員として必要な知識、考え方等を確認するため の作文試験（約50分）
人物試験	75点	個別面接による人物についての口述試験（約15分）

6 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

7 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額 11,320円～12,160円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害（配置所属により労災）対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

8 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)採用試験申込書（受験票含む）1部 ※受験票に顔写真を貼付すること。</p> <p>(2)履歴書 1部（JIS規格。写真貼付は不要。）</p> <p>(3)職務経歴書 1部（応募動機及び履歴に関する具体的な職務内容、従事年数、実績等を記載したもの。A4縦長横書とし、冒頭に表題（「職務経歴書」）と氏名を記入すること。）</p> <p>(4)受験票返信用封筒（受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること） ※持参による申込者は、(4)は不要です。</p>
申込先	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課人権相談担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎3階） 電話(0857)26-7583 https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken
受験票の交付	○持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ○郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和8年2月19日（木）までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

9 採用予定者の決定方法

作文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の登録有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠格有効期限 令和8年3月31日（火）

10 試験結果の発表

試験結果について全員に通知します。

11 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1ヶ月間	鳥取県地域社会振興部 人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 (県庁本庁舎5階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
(2) 受験の際は、運転免許証等写真によって受験者本人が確認できるものを持参してください。（証明書について御不明の場合は御相談ください。）
(3) 筆記用具（H B 又は B の鉛筆、消しゴム）を持参してください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関する収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

